

## 特命随意契約理由書

127

件名	障害者理解促進事業用啓発物品（卓上カレンダー）の購入
種類	物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	障害を持つ人が地域社会で十分に活動していくためには、人々の障害に対する理解を促進することが必要であり、その活動の一環として、障害者理解促進事業用啓発物品（卓上カレンダー）を購入し、配布することによって、障害者に対する理解を深めることを目的とした事業である。
選定理由	<p>下記業者は、世界中で活動し、障害者が口や足で描いた作品を複製し、販売している。その収入が障害者の奨学資金や生活の支えとなっている。</p> <p>したがって、障害者の自立支援の一助となるため、障害者団体ではないが、下記事業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 口と足で描く芸術家協会（口と足で描く芸術家出版）</p> <p>所在地 新宿区市谷砂土原町3-4 生泉市ヶ谷ビル内</p>
※ 契約年月日	令和元年10月1日
※ 契約金額	700,000 円（消費税を含む）
納入期限	令和元年10月31日
担当課	保健福祉部 障害者福祉課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

746

件名	合同子ども会劇団公演業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	幼稚園、こども園、保育園に通う5歳児を対象にした観劇会を実施し、児童の豊かな情操を養う。
選定理由	① 公演を委託する団体の条件としては、5歳児を対象とした内容の演目が提供でき、かつ希望する公演時間（1時間程度）で実施可能であること。 ② 担当教諭が、3つの劇団の6つの公演を下見し、その報告を基に上記①の条件を満たせるかどうか、また、子ども会を実施する会場での上演が可能かどうかを、幼稚園、こども園、保育園全園で評価、検討した結果、下記劇団の演目を採用することに決定した。上記の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称： 劇団かかし座 所在地： 神奈川県横浜市都筑区南山田町 4820-1
※ 契約年月日	令和元年10月17日
※ 契約金額	550,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和元年11月14日（木）まで
担当課	指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

第762号

件名	東京都観光菊花大会（千代田区分）設營業務
種類	物品：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	東京都及び日比谷公園菊花連盟との共催事業である東京都観光菊花大会の開催にあたり、開催会場の中で千代田区に割り当てられている部分の設営を行う。
選定理由	<p>東京都観光菊花大会は、東京都が主体となって運営を行ってきた事業である。今年度の定期連絡会において、3団体（東京都・千代田区・日比谷公園菊花連盟）の業務分担等を定め、相互の協力のもと大会を運営していくことを確認し、協定を取り交わしたところである。</p> <p>会場設営については、東京都の指定管理者である公益財団法人東京都公園協会が主体となっており、本区に割り当てられた箇所については、本協定に基づき別途区が単独で設営することになっている。本件は、区が担当する設營業務について委託するものであるが、既に同一業務について（公財）東京都公園協会が競争入札により下記事業者に決定しており、賞の審査の公平性を保つため作業面での統一性を確保する必要がある。また、作業場のスペース上、2業者同時での作業が困難なため、同一業者でないとなれば業務に支障が生じることとなる。</p> <p>このため、本区においても下記業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社 創環</p> <p>住所 千代田区九段北1-1-7 カーサ九段601</p>
※ 契約年月日	令和元年10月7日
※ 契約金額	1,999,800 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和元年11月29日
担当課	地域振興部商工観光課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

745

件名	いきいきプラザ一番町プール系統水質監視装置交換工事
種類	工事：土木・建設・ <u>設備</u> ・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区一番町12
概要	8階プール機械室の水質監視装置を1台交換する。
選定理由	当案件について、令和元年10月16日に制限付き一般競争入札を行ったが、予定価格内での応札がなく不調返戻された。 そこで、下記業者と交渉したところ、価格、条件を変更せず本案件を請け負えることとなったため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社タカタ設備 所在地 東京都千代田区神田富山町19番地 丸屋ビル4階
※ 契約年月日	令和 <u>元</u> 年 <u>10</u> 月 <u>17</u> 日
※ 契約金額	<u>5,390,000</u> 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和元年11月29日まで
担当課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

757号

件名	住民基本台帳法19条4項通知にかかる戸籍の附票の自動修正機能導入作業
種類	物品：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	住民基本台帳ネットワークからコミュニケーションサーバを介して送信される本籍人の戸籍の附票の記載事項通知について、住民情報システムと戸籍情報総合システム間での連携ファイルの送受信により、附票を自動修正する機能を導入する。
選定理由	<p>戸籍情報総合システムの導入については、千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会において、日立製作所がシステム開発保守業者として選定された（平成10年8月7日付千地戸発第176号）。同システム関連の業務は、日立製作所のグループ企業の下記業者が担当している。</p> <p>同システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。</p> <p>平成30年度までの業務成績は良好なため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社日立システムズ</p> <p>住所 東京都中央区日本橋兜町1番4号</p>
※ 契約年月日	令和元年10月29日
※ 契約金額	3,069,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和2年3月31日まで
担当課	地域振興部総合窓口課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

770号

件名	車高センサー保守点検業務 (第331号)
種類	<p>工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事</p> <p>物 品：物品・<u>委託</u>・その他</p>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	<p>本件は、千代田区神田相生町にある明神坂ガードを通過する車両に車高制限を注意するための車高計、超音波式車両感知器、車高警告表示板の正常な運用を確保するため点検、清掃、補修を行うものである。</p>
選定理由	<p>本件の設備は、平成17年度に施行された秋葉原駅付近地区土地区画整理事業において、小糸工業株式会社が設計施工し、ミナモト通信株式会社が保守部品の調達及び各機器の点検を行っているものである。</p> <p>本件は、保守業務契約の履行者に履行させることにより、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められ、また、既設機器と密接不可分の関係にあり、本設備を熟知している保守点検業者以外の者に施工させた場合、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、当該設備の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 ミナモト通信株式会社</p> <p>所在地 江戸川区小松川3丁目3番3号小松川 K2 ビル 2F</p>
※ 契約年月日	令和 元 年 10 月 31 日
※ 契約金額	627,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和2年2月28日
担当課	道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

739

件名	海外研修旅行実施業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本校第3学年海外研修旅行実施に伴い、海外旅行に必要な業務を行う。
選定理由	1. プロポーザル年度 平成30年度 (平成30年9月13日付30千中等シ発第299号 令和元年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条4項 3. 継続年数 3年 プロポーザル方式により選定した下記業者を契約の相手先に指定する。
契約の相手方	名称：株式会社 日本旅行 住所：東京都港区芝大門1-4-8 浜松町清和ビル9階
※ 契約年月日	令和 <u>元</u> 年 10月 / 日
※ 契約金額	<u>3,125,400</u> 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和元年12月9日まで
担当課	九段中等教育学校経営企画室
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

765

件名	高齢者栄養改善(配食体験)業務(下半期)
種類	工事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品:物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区在住の満65歳以上の高齢者を対象に、栄養バランスの整った食事を配達することで、食事内容の見直し・改善を図り、自ら健康づくり・介護予防に取り組むことを目的とする。
選定理由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1 配食数が少なくとも区内全域へ配送できること。 2 利用者が高齢者であることから、食事内容の変更や配達担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除きできるだけ避けること。 3 食事の提供を行い、利用者との信頼関係も構築できること。 これら、一つ一つの条件についてこれを満たすものは複数存在するが、隣接して区域ですべてを満たすものが限定される。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 シルバーライフ 住所 東京都新宿区西新宿四丁目3番4号 ハイネスロフティ2階
※ 契約年月日	令和 元 年 10 月 1 日
※ 契約金額	1,260,000 円 (消費税を含む) ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和元年10月1日から令和2年3月31日
担当課	保健福祉部 在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。



特命随意契約理由書

766

件名	高齢者栄養改善(配食体験)業務(下半期)
種類	工事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品:物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区在住の満65歳以上の高齢者を対象に、栄養バランスの整った食事を配達することで、食事内容の見直し・改善を図り、自ら健康づくり・介護予防に取り組むことを目的とする。
選定理由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1 配食数が少なくとも区内全域へ配送できること。 2 利用者が高齢者であることから、食事内容の変更や配達担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除きできるだけ避けること。 3 食事の提供を行い、利用者との信頼関係も構築できること。 これら、一つ一つの条件についてこれを満たすものは複数存在するが、隣接して区域ですべてを満たすものが限定される。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 桜フーズ 住所 東京都文京区音羽一丁目25番10号 宮原ビル1F
※ 契約年月日	令和 元 年 10 月 1 日
※ 契約金額	1,260,000 円 (消費税を含む) ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和元年10月1日から令和2年3月31日
担当課	保健福祉部 在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

967

件名	高齢者栄養改善(配食体験)業務(下半期)
種類	工事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品:物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区在住の満65歳以上の高齢者を対象に、栄養バランスの整った食事を配達することで、食事内容の見直し・改善を図り、自ら健康づくり・介護予防に取り組むことを目的とする。
選定理由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1 配食数が少なくとも区内全域へ配送できること。 2 利用者が高齢者であることから、食事内容の変更や配達担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除きできるだけ避けること。 3 食事の提供を行い、利用者との信頼関係も構築できること。 これら、一つ一つの条件についてこれを満たすものは複数存在するが、隣接して区域ですべてを満たすものが限定される。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社シニアライフクリエイト 住所 東京都港区三田三丁目12番14号 ニッテン三田ビル6階
※ 契約年月日	令和 元 年 10 月 1 日
※ 契約金額	1,260,000 円(消費税を含む) ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和元年10月1日から令和2年3月31日
担当課	保健福祉部 在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

849

件名	障害児支援事業業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	特別支援学校等に通う障害児（小学生から高校生）を対象とし、学校休業日（春・夏・冬季休業期間）に、日中活動の場を提供することを目的に、専門職による余暇活動等を含む通所指導を行うことで児童の発達を支援するとともに、あわせて保護者の介護負担の軽減を図る。又、身体障害児への理学療法士による機能訓練を実施することで身体機能の維持向上を図る。
選定理由	1. プロポーザル年度 平成28年度（平成29年度開始） （平成28年12月19日付、千子児家発722号） 2. 適用 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3. 継続年数 2年6か月 4. 評価 良好な業務成績であるため。 継続3年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和元年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 特定非営利活動法人 こどもの発達療育研究所 住所 東京都文京区白山2-26-16-601 <u>令社</u>
※ 契約年月日	<u>平成</u> 元 年 10 月 / 日
※ 契約金額	754,400 円（消費税を含む）
契約期間	令和元年10月1日 から 令和2年3月31日
担当課	子ども部 児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	千代田区障害児ケアプラン事業運営支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	<p>障害や発達面に課題のある子どもが健やかに成長し、保護者とともに地域で安心して暮らしていくために、妊娠期から18歳までのライフステージに応じてプランニングを行うことにより、子育ての将来の見通しを持ち、個に応じたサービスの提供や充実を図ることを目的に「障害児ケアプラン」(以下、「ケアプラン」という。)を作成し、障害等のある子どもを育てている家庭の子育て不安の解消及び精神的・身体的負担を軽減する。</p> <p>また、ケアプランの作成で収集された児童の情報は、保護者の同意に基づき「子育てカルテ」としてまとめ関係機関との情報共有や支援の引継ぎに活用することで切れ目のない支援を実現する。</p> <p>ケアプランを作成した児童で、児童福祉法上の障害児サービスを利用する者には、利用申請に必要な障害児支援利用計画の作成を行う。</p>
選定理由	<p>本事業の対象となる障害児は、千代田区の児童療育の拠点となっている子ども発達センター(さくらキッズ)を現に利用中か、又は利用したことがある。</p> <p>本年度は新規事業の開始にあたり、子ども発達センター登録者の中から、希望する者に対してケアプランを作成する。</p> <p>障害児の将来を見据えたケアプランの作成にあたっては、障害児の個々の状況に深く関与するため、保護者と事業者相互の信頼が必要不可欠である。子ども発達センターの運営事業者は、現に障害児及びその保護者との信頼関係を築いており、ケアプラン作成に必要なノウハウ及び体制を備えているため、本業務を着実かつ効率的に履行できる者は、下記事業者をおいて他にない。</p>
契約の相手方	<p>名称 特定非営利活動法人 こどもの発達療育研究所</p> <p>住所 東京都文京区白山2-26-16-601</p>
※ 契約年月日	令和 平成 元 年 10月 1日
※ 契約金額	9,657,846 円(消費税を含む)
契約期間	令和元年10月1日 から令和2年3月31日
担当課	子ども部 児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

850

件名	千代田区立子ども発達センター業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	支援が必要な就学前の乳幼児及び小学1年生の児童とその保護者を対象とし、発達障害児や知的障害児、肢体不自由児等の早期支援として専門的な療育指導を行い、児童の能力を最大限に伸ばすとともに保護者への子育て支援をする。
選定理由	1. プロポーザル年度 平成28年度（平成29年度開始） （平成28年12月19日付、千子児家発722号） 2. 適用 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3. 継続年数 2年 4. 評価 良好な業務成績であるため。 継続3年目であり、業務成績は良好なため、引き続き平成31年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 特定非営利活動法人 こどもの発達療育研究所 住所 東京都文京区白山2-26-16-601 令和
※ 契約年月日	平成 元 年 10 月 / 日
※ 契約金額	45,133,200 円（消費税を含む）
契約期間	令和元年10月1日 から 令和2年3月31日
担当課	子ども部 児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

840号

件名	令和2年千代田区「成人の日のつどい」運営業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区「成人の日のつどい」は、千代田区で20歳を迎える新成人を祝福し、大人としての権利と義務の自覚を促す会として、毎年成人の日に実施している。
選定理由	<p>本事業は、飲食物の供給単価を決定したうえで実施するものであり、競争性がないことから、下記条件を満たす施設で開催場所を探した。</p> <p>① 新成人と来賓招待者を合わせて約450名分のテーブル席を用意できる会場を提供できること。</p> <p>② 令和2年1月13日（月・祝）に開催可能であること。</p> <p>③ 会場設営、リハーサル等を行うため、開催日前日から会場準備が可能なこと。</p> <p>ホテルニューオータニ以外の施設については、日程その他の調整がつかず、予約を確保することができなかつた。ホテルニューオータニだけが希望する日に予約が可能であるため、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社 ニュー・オータニ</p> <p>住所 千代田区紀尾井町4-1</p>
※ 契約年月日	令和元年 10月 1日
※ 契約金額	6,288,370円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和2年1月13日
担当課	生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

769号

件名	河川情報システム総合保守業務（第814号）
種類	<b>工 事</b> ：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 <b>物 品</b> ：物品・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">委託</span> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	台風等に伴う千代田区内の雨量及び河川水位を測定・監視する河川情報システムの機能を維持するため保守点検を行なう。
選定理由	1 本システムおよび機器、設備は、株式会社日本エレクトリック・インスルメント（現 ANEOS 株式会社）が開発、設置したものである。 2 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ANEOS 株式会社 住 所 目黒区中央町1-5-12
※ 契約年月日	令和 元 年 10 月 7 日
※ 契約金額	2,682,570 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和2年3月31日
担 当 課	道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

781号

件名	特別区民税・都民税にかかる課税資料整理等業務
種類	物品：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	特別区民税・都民税にかかる業務のうち、給与支払報告書等の資料整理、税務署等からの課税照会への回答資料とりまとめ等、課税委託事務にかかる定型的な業務処理を委託する。
選定理由	<p>1. プロポーザル年度 平成 30 年度 (平成 30 年 9 月 14 日付 30 千地税務発第 335 号 平成 30 年度開始)</p> <p>2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条 6 号</p> <p>3. 継続年数 2 年</p> <p>4. 評 価 良好な業務成績のため引続き 契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 ヒューマンリソシア株式会社</p> <p>住 所 東京都新宿区西新宿七丁目 5 番 2 5 号</p>
※ 契約年月日	令和 元 年 10 月 31 日
※ 契約金額	11,330,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和 2 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部税務課
根拠規程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。